

令和4年度事業計画

(自：令和4年6月1日～至：令和5年5月31日)

一般財団法人建築物管理訓練センター

はじめに

「公益目的支出計画」終了（2025年度）以降の展望を確保するため、事業の改廃や運用上の仕組みの見直し、新事業の立ち上げなどを内容とする『訓練センター再生計画』（2020年度から3年間）を昨年度事業計画とともに審議・決定し1年を経過したところであるが、本再生計画をもって公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という）との協議が進み、今年度の事業計画に共同研究調査事業としての取り組みを掲げることとなった。

しかし、特定技能外国人受入れのためのワンストップ・サポートサービスの試験的取り組みは進み始めたものの、認定職業訓練の多様化、賛助会員制度の確立・トライアルなど、その他の事業についてはコロナ禍ということもあり未だ検討段階にとどまっているため、今年度は後れを取り戻す形で取り組みの強化を図っていく必要がある。

1. 認定職業訓練事業（公益）

東京都の認定職業訓練制度に則り、本認定職業訓練を受講させようとする事業主を当センターの「共同職業訓練事業者」とし、受検準備講習の割引制度を導入する。その他にもその事業者の特典制度を設定する。

ビルクリーニング科1級技能士コースについては、2020年度に新設した学科専攻科コースを継続し、従前のコースは継続して休止とする。ビル設備管理科(1級・2級)技能士コースについては、2022年度も継続して実施し、受講者増を目指して訓練内容の見直しや広報・PRの方策などについて検討する。

1-1. ビルクリーニング科1級技能士コース事業

(1)1級技能士コース

今年度も休止とし、再開の可否を検討する。

(2)1級技能士学科専攻科コース

添削指導6回に学科集合訓練3日間による学科専攻科コースを継続する。修了者の受検申請時期を鑑み訓練開始時期の見直しを行う。

訓練期間	10か月間（2022年6月～2023年3月）
実施地区	本部及び7支部
実施会場	本部及び7支部と沖縄・石川を加えた全10か所
定員	200名
通信制訓練	添削指導6回（2022年6月～2022年12月）
集合訓練	21時間（7時間×3日間）
修了時試験	2時間（2023年2月予定）

(3) 添削指導講師水準調整会議

- ①実施時期 2022年6月
- ②会場 本部及び7支部等会議室（リモート会議）
- ③対象 各支部添削指導講師 計25名

1-2. ビル設備管理科（1級・2級）技能士コース事業

受講者の減少化傾向が続き、近畿支部においてはその傾向が顕著であるが、受講者増を目指して訓練内容の見直しや広報・PRの方策などについて検討する。

(1) ビル設備管理科訓練・1級技能士コース

- 訓練期間 1年（2022年4月～2023年3月）
- 実施地区 本部
- 定員 23名
- 通信制訓練 添削指導6回（2022年5月～10月）
- 集合訓練 2022年11月～2023年1月
- 実技 21時間（7時間×3日間）
- 学科 21時間（7時間×3日間）
- 修了時試験 2時間（2023年1月）

(2) ビル設備管理科訓練・2級技能士コース

- 訓練期間 1年（2022年4月～2023年3月）
- 実施地区 本部
- 定員 14名
- 通信制訓練 添削指導6回（2022年5月～10月）
- 集合訓練 2022年11月～2023年1月
- 実技 21時間（7時間×3日間）
- 学科 21時間（7時間×3日間）
- 修了時試験 2時間（2023年1月）

2. 教育訓練事業（公益）

2-1. ポリッシャー機器操作訓練特別講習事業

1級通信訓練及び1～3級受検準備講習の受講者をはじめ、機器操作の未熟な清掃作業者を対象とした「ポリッシャー機器操作特別講習会」は廃止するが、資機材の基本かつ安全な使い方の知識は重要であり、講習全体の見直しを継続して検討する。

2-2. 技術講習事業（技術セミナー）

(1) ビルクリーニング

ビルクリーニングの知識・技能・技術に関する業界ニーズの把握に努め、事業者を提供すべき新たな有意な知見・情報に関する研究に取り組み随時情報提供の方法を企画、実施する。

(2) ビル設備管理

ビル設備管理の知識・技能・技術に関する業界ニーズの把握に努め、事業者を提供すべき新たな有意な知見・情報に関する研究に取り組み随時情報提供の方法を企画、実施する。

2022年度は初級者を対象とした教育訓練指導者向けのセミナーを企画する。

- ①実施時期 2022年10月
- ②会場 WEB
- ③目的 「ビル設備管理・初級教科書」を活用したビル設備管理員育成者の輩出
- ④対象 一般向け・無料配信

2-3. エレベーター閉じ込め事故救出作業者基礎研修事業

「地震及び災害時におけるエレベーター閉じ込め救出作業者基礎研修」は廃止するが、エレベーターに関する知識はきわめて重要であるので、通信訓練や受検準備講習における取り扱いを充実させるとともに、講習全体の見直しの中で再設定を検討する。

2-4. 労働安全衛生講習並びに講師派遣事業

(1) 労働安全衛生講習

ビルメンテナンス業における労働安全衛生水準に係る講習は2020年度に廃止した。

(2) 講師派遣

講師派遣の要請が少数ながら存在し実績も残し始めていることから、引き続き全国協会の会員企業を対象に、随時申し出に基づいて実施する。

- 1) ビル設備管理関連講習
- 2) その他

2-5. 教育研修講師育成事業

指導講師の資質の向上並びに各支部の訓練運営体制の充実を図ることを目的に、例年通り下記事業を実施するが、全国協会と協働で講師育成制度の構築を検討する中で、新たな講師育成事業の構築を図る。

(1) ビルクリーニング関係

1) ビルクリーニング科指導講師中央研修

- ①実施時期 2023年4月～5月
- ②会場 東京
- ③対象 各支部（統括1名・副統括1名）計18名

(2) ビル設備管理関係

認定訓練、受検準備講習及び初級技術者講習の開催に合わせ、本部及び各支部で指導講師を対象とした水準調整会議を実施する

1) ビル設備管理初級技術者講習・指導講師中央研修

- ①実施時期 2022年12月
- ②会場 本部及び中部・近畿・九州支部（リモート会議）
- ③目的 初級技術者講習における指導について
- ④対象 本部及び各支部講師

(3) 関係団体への専任講師派遣

全国協会及び関係団体の要請を受けた場合は、訓練センターの専任講師を派遣するなど、事業協力に応じることとする。

2-6. ビルクリーニング基本作業動画製作事業

実技訓練について、職業訓練として必要かつ基本となる掃き作業や拭き作業を中心とした手順について検討を図り、わかりやすく正確な技能習得教材（動画）の製作を行うとともに、基本作業の標準化に寄与する。

2-7. ビル設備管理初級技術者講習

ビル設備管理技能士に必要な基礎事項について、ビル設備管理業務の未経験者、初心者を対象とした知識と技能を習得するための「ビル設備管理初級技術者講習」を本部及び中部、近畿、九州の3支部で開催する。

開催時期は令和2年2月中旬に端を発する新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け適宜調整する。また、より受講しやすい講習となるよう、本講習を基調に特定の分野に特化した講座を本部で試験的に開始する。

①定員 60名（本部、中部、近畿、九州 各15名）

②講習時間数 実技4時間、学科17時間（7時間×2日間+3時間×1日）

3. 教育訓練支援事業（公益）

3-1. イベント実施事業

全国協会及び能率協会主催の「ビルメンヒューマンフェア&クリーン EXPO 2022」については、職業訓練へのモチベーション促進を目的として技能全般の醸成を図る内容を検討のうえ参画する。

3-2. ビルメンテナンス教育プログラムの設計構築に関する調査研究

本事業計画の「はじめに」で述べたとおり、昨年度、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という）及び当センターによる教育機関の設立構想に関する協議が行われた結果、業界の持続可能性に資する新しい教育機関の設立構想に関する答申書がまとめられた。

本答申書の基本的な考え方に基づいて、企業経営に積極的に関与する人材の育成を目指す新しい「教育体系」を検証するため、下記のとおり必要な調査研究及び実現可能な教育プログラムの全体設計を全国協会と共同して実施する。

(1) 教育プログラムの全体設計

ビルメンテナンス企業におけるヒエラルキー（ワーカーからスペシャリスト、プロフェッショナル、トップマネジメントまで）に従った教育の全体系（一般基礎教育、専門技術教育、マネジメント教育）の教育プログラムを設計する。

なお、設計にあたっては教育分野の専門機関及び専門家を加え、企業経営に係る教育全般を対象として検討を行う。

(2) 業界ニーズの情報収集

教育プログラムの全体設計にあわせ、業界のニーズとずれがないかを都度確認するための調査及び分析を行い、マーケティング戦略の構築に活かしていく。

(3) その他 問題・課題の検討

教育プログラムの全体設計上、問題・課題が生じた場合、解決の検討に必要となる調査および検討を行う。

3-3. 賛助会員制度の創設

2022年度の立ち上げを計画していたが、コロナ禍にあって取り巻く環境も整わず、1年の延期を余儀なくされた。2023年度実施に向けて、本年度は改めて具体的な内容の再検討と周知・広報に努めることとする。

賛助会員は、共同職業訓練事業者及び準備講習受講企業など、訓練センターの訓練事業に参加した企業を中心として構成され、全国協会会員に一般的に適用される特典以上の特典が得られるように設計するものとする。この特典を享受することを通して、職業訓練へのモチベーションを高め、訓練センターを業界のトレーニングセンターとして活用する機会を増大させていくことを目標にする。検討課題は下記項目のとおり。

- ① 賛助会員制度の仕組みと運用
- ② 賛助会員特典の内容構成
- ③ 賛助会員専用サイトの開発
- ④ 各種教育・訓練動画の製作・提供
- ⑤ 各種セミナーの企画・提供
- ⑥ e-ラーニング・システムの構築
- ⑦ 賛助会員制度のマーケティングとPR

4. 受検準備講習事業（収益）

4-1. ビルクリーニング技能検定受検準備講習事業

ビルクリーニング技能検定受検準備講習については、例年通り、下記の通り開催するが、センター主催の準備講習の価値を引き上げるため継続して検討を行い、収益を確保できる事業への再興を図る。

(1) ビルクリーニング受検準備講習

1) ビルクリーニング科指導講師・各支部水準調整会議

- ①実施時期 2022年8月～10月
- ②会場 本部（東京・関東）及び7支部
- ③対象 各支部の指導講師

2) 1級

- ①実施時期 2022年9月～11月
- ②実施地区 本部及び7支部
- ③定員 300名（本部及び7支部合計）
- ④講習時間数 実技 14時間（7時間×2日間）
学科 14時間（7時間×2日間）

3) 2級

- ①実施時期 2022年9月～11月
- ②実施地区 本部及び7支部
- ③定員 75名（本部及び7支部合計）

- ④講習時間数 実技 7時間 (7時間×1日間)
- 学科 7時間 (7時間×1日間)

4)3級

- ①実施時期 2022年9月～11月
- ②実施地区 本部及び7支部の予定
- ③定員 80名 (本部及び7支部合計)
- ④講習時間数 実技 7時間 (7時間×1日間)
- 学科 7時間 (7時間×1日間)

4-2. 各都道府県協会におけるビルクリーニング受検対策講習 (仮称)の開催支援

各都道府県ビルメンテナンス協会における検定準備の講習会開催希望に対しては、全国協会と協議しながら資機材及び講師面での支援を検討する。

4-3. ビル設備管理技能検定受検準備講習事業

ビル設備管理受検準備講習 (1級・2級) については、本部ならびに近畿支部にて開催する。2021年度に向け、収益事業としての見通しについて検討し、改廃の方針を明確にする。

(1)ビル設備管理技能検定受検準備講習

1)ビル設備管理技能検定受検準備講習ならびにビル設備管理科訓練・各支部水準調整会議

- ①実施時期 2022年7月～8月
- ②会場 本部及び近畿支部
- ③目的 受検準備講習 (学科・実技)ならびに
2022年度集合訓練 (学科・実技)における指導について
- ④対象 本部及び近畿支部の指導講師

2)1級

- ①実施時期 2022年7月～8月
- ②実施地区 本部及び近畿支部
- ③定員 40名 (本部、近畿支部 各20名)
- ④講習時間数 実技 21時間 (7時間×3日間)
- 学科 7時間 (1日)

3)2級

- ①実施時期 2022年7月～8月
- ②実施地区 本部及び近畿支部
- ③定員 40名 (本部、近畿支部 各20名)
- ④講習時間数 実技 21時間 (7時間×3日間)
- 学科 7時間 (1日)

4-4. ハウスクリーニング技能検定受検準備講習事業

(公社)全国ハウスクリーニング協会が実施するハウスクリーニング技能検定の受検者を対象に、同技能検定の実技及び学科試験の受検対策を目的とした受検準備講習を本部のみに縮小し、かつ有資格者特典を廃して開催する。改廃の方針は(公社)全国ハウスクリーニング協

会と協議を重ねながら、収益事業としての見通しを継続して検討する。

(1)ハウスクリーニング技能検定受検準備講習

- ①実施時期 2022年7月
- ②実施地区 本部
- ③定員 22名
- ④講習時間数 実技 10時間（7時間+3時間=1.5日）、学科 7時間（1日）

5. 外国人受入支援事業（収益）

平成31年（2019年）4月に特定技能在留資格制度が創設され、ビルクリーニング業種を含む14業種に適用されたことに伴い、「ビルクリーニング外国人材受入支援センター」では、従来の技能実習に加え、特定技能の受入れに関連する事業を開始した。

一方、令和2年（2020年）2、3月からの新型コロナウイルス感染拡大、4月の緊急事態宣言による外国人の入国制限が続き、外国人材の入国も減少し、円滑な受入が滞る状況が続いた。

このコロナ禍を外国人材受入れの準備期間として、入国制限が解かれる時期に向けビルクリーニングにおける技能実習生並びに特定技能労働者の円滑な受入れ準備を進めるとともに、高度人材など他の在留資格を活用したビルメンテナンス業界への外国人材の受入れに関しても、その可能性の実現に挑戦していくこととする。

今年度は、昨年度確立したワンストップ・サポートサービスを活用し、外国人材、受入れ企業、外部サポート機関（ステークホルダー・トライアングル）の共通利益（キーワード；良質な外国人材）を発展・継続させる不可欠の存在として活動する。

次に掲げる行動計画及び課題に対応していくこととする。

【行動計画】

1. WEBサイトの充実強化
2. SNS発信の充実・強化
3. メールマガジンの充実・強化
4. カタログの製作・配布
5. パブリシティ活動の展開
6. セミナーの開催

【課題】

1. 入国後の就業・生活支援サービスの検討、提供の開始
2. 教育・訓練における教授体制の確立
3. 国内試験合格者の確保に向けたシステムの構築
4. 指導者講習会の趣旨明確化と会員登録の促進
5. 教育・訓練のあり方に関する検討

5-1. 普及啓発事業

(1)相談窓口の運営

主に登録者を対象として、電話やメールでの対応を充実させるとともに、顧問弁護士のサジェッションも受けながら、ホームページ上の「よくある質問」の内容充実を図る。

(2)ホームページの運営

- ①関連情報のいち早い発信・内容充実に努めるとともに、ホームページ上での登録者間（受入企業と支援組織間）の情報交流機会の拡大を図る。
- ②メールマガジンの定期的発行だけでなく、内容の充実、開封率の増加を図る。
- ③Facebook アカウントを開設し、ホームページと連動させた登録者に向けた随時のお知らせを必要に応じて発出する。

(3) パブリシティ活動

業界における人手確保の困難性を訴えるとともに、ビルクリーニング業務に携わる外国人への理解を社会的に進める方策を検討し、実効性の高い企画から実行に移していく。

- ①WEBセミナーによる各国の紹介
- ②得意先向け理解促進広報

5-2. 教育研修事業

(1) 教育・訓練における教授体制の確立

外国における訓練指導の人材をどのように確保していくか、過渡的時期における対応、中長期的展望について検討、支援センターの認定講師資格（現地外国人講師を含む）を育成するなど、安定的で質の高い教授体制の構築を目指して計画する。

(2) ビルクリーニング外国人技能指導者講習会の開催

「良質な労働力の確保」のキーワードで結ばれたトライアングルの強化・維持を趣旨とし、ステークホルダー3者が果たすべき義務（コンプライアンス、労働条件の維持・向上、技能向上（教育・訓練）、生活支援など）を内容として講習会を構成する。

集合型講習会（リアル講習会）及びネット配信による受講を行い、地方からの受講の利便性を図ることとする。

(3) 外国人材に対する技能研修・訓練

下記(6)におけるWEB配信によって、企業や支援組織を通して外国人が技能を学べるようなシステムを提供する。また、本システムには、外国人が日本のルール、慣習を学べるようなコンテンツを含めて配信する。

(4) 入国前・後の研修への支援

実習生の入国前の研修については、現地送出国機関や日本語学校などへの研修カリキュラムの提供とともに、下記(6)のシステムを諸外国にも配信、利用の拡大に努めることによって実効性を高めていく。

(5) 教育・訓練のあり方に関する検討

全国協会が実施する特定技能試験と訓練センター（＝支援センター）が行う訓練との関係、役割分担について両団体で意見交換を行い、その明確化を図る。なお、訓練センターで進めている作業分解、単位作業の動画化との関係性から訓練・試験の関係性を措定する材料になると思われる。

(6) 各種研修教材の製作・販売

外国人の技能習得に役立つコンテンツをまとめ、出版、WEB、DVDなど適切な媒体を検討・選択して発信する。（多言語化は削除）

5-3. 連携事業

(1) 支援組織との連携促進

受入企業と支援組織（監理団体、登録支援機関などのサポート組織）との双方が良好な関係の中で契約し、実習生及び特定技能労働者の受入れが円滑に進められるように、相互のコミュニケーションの場、情報交換の場を提供し、連携関係の構築を図る。

- ①上記5-1-(2)で示したとおりホームページを使った機会提供を行う。
- ②WEB上でのマッチング・システムの構築を検討する。
- ③展示会（ジョブフェア）はWEBセミナーでの開催を検討する。
- ④試験実施の可能性が高い各国に専門委員を配置し、早いタイミングでの相互の情報連携を行う。

(2) 特定技能試験実施への対応

全国ビルメンテナンス協会が実施する「特定技能評価試験」を、外国人が円滑に受験でき、また、合格者が円滑に就労機会を得られるように、ワンストップ・サポートサービスの充実強化を図る。ジョブオーダー・マッチング・システムの構築を図る。

- ①試験候補国への視察訪問
- ②試験実施国における受験説明会の開催
- ③受入企業からのジョブオーダー募集
- ④受入支援組織と受入企業のマッチングをWEBで行うようシステムの活用。
- ⑤現地日本語学校、送出し機関との連携・提携（外国人材受入に必要な取次契約含む）
- ⑥国内試験における日本語学校への働きかけ

なお、これらの活動を通して、技能実習における監理団体・送り出し機関などとのマッチングも同時に進めていく。

5-4. 有用な外国人材受入支援ツールとの提携事業

- ①優良で有効な方法を提供する企業と提携し、登録企業に特典付きのサービスを提供することにより、外国人材の円滑な受入れを支援していく。
- ②e-ラーニングツールを提供する(株)soeasy、外国人向け適性検査を提供する(株)エイムソウル、賃貸物件の提供において(株)レオパレス21と提携を行った。
- ③今年度も、会員にとって有用であると判断される企業との提携を行い、円滑な外国人受入れにつなげていく。

5-5. 職業紹介事業

(1) ワンストップサポートプロジェクト

外国人の教育・研修から、面接・採用、就業前技術研修、生活支援、帰国までを一貫して安定的、経済的なサービスを受入会員企業に提供するためのシステム構築を図っていく。

- ①現地送付機関や前項の(株)エイムソウルのCQI、(株)soeasyのシステムなどを活用して、特定技能在留資格者の就業までをサポートするワンストップサポートの試験運用を行った昨年度の実績に基づいて充実・拡大に努める。
- ②前記5-3(2)の試験実施対応システムを本サポートに組み込み、サポートの充実を図る。
- ③2021年度は、法令順守の立場から有料職業紹介事業許可を取得した。

今年度は、登録支援業務の効果的運用を目指し、支援センター登録の登録支援機関等との連携を深め、状況によっては登録支援機関の認可を得るなど、ワンストップ・サポートサービスのより高い実効性を確保する。

6. 訓練教材制作及び販売事業（収益）

指導的教育人材の育成・確保とともに、訓練センター事業を支えるもう一つの基盤である各種教材の整備を進める。知的資産としての保全を図るとともに、修正・改訂に際しては適宜教材のデータ化を進め、通信による教育システムの開発に結び付ける。なお、下記書物の発行については、個々に有用性、採算性、ニーズなど、見直しをかけて実施することとする。

また、本年度はビルクリーニング外国人技能実習制度導入5年目になり、第2号実習生が誕生する。外国人向け教材の企画、供給を推進する一環として、実技テキストを基調に基本作業を見直し動画化を進めていくこととする。

6-1. ビルクリーニング関係教材について

ビルクリーニング関係教材については、複数等級におけるビルクリーニング訓練講習実施に向け、テキストや問題集等を等級ごとに作成する。

- (1) 「ビルクリーニング教科書（1級・2級・3級）」の普及及び販売
- (2) 「予想問題集 一級ビルクリーニング技能検定対策」の普及及び販売
- (3) 「ビルクリーニング実技テキスト」の普及及び販売
- (4) 「新版教育訓練の進め方」の普及及び販売
- (5) 「新時代のカーペットメンテナンス」の普及及び販売
- (6) 「ビルクリーニング1級・2級・3級」DVDの普及及び販売

6-2. ビル設備管理関係教材について

ビル設備管理科1級の補助教材を作成する。

- (1) 「ビル設備管理科・1級教科書」に代わる補助教材の作成及び販売
- (2) 「ビル設備管理の知識と実務」の普及及び販売
- (3) 「ビル設備管理・初級教科書」の普及及び販売
- (4) 「ビル設備管理2級実技作業DVD」の普及及び販売

6-3. ビルクリーニング講習資機材のレンタル事業について

前年度に引き続き、建築物管理訓練センターが所有しているビルクリーニングの資機材について、レンタル事業を行うが、そのルールの見直しを行った上で実行する。

7. 施設管理受託事業（収益）

訓練センターの収益事業として、前年度に引き続き「産業医科大学」（福岡県北九州市）から設備運転管理業務を受託し、業務を遂行する。

8. 講習事務受託事業（収益）

全国協会が運営実施している事業の一部を受託する。

- (1)医療関連サービスマーク申請事務の一部
- (2)その他、全国協会事業との協働関係における受託事業の可能性について協議する。

9. 評議員会・理事会・委員会等の運営管理

訓練センターの運営に関わる重要事項について、必要な審議、決定を行うため、次の各会議を適宜開催する。

理事会／評議員会／三役会議／教務委員会／支援センター運営委員会

10. 組織、規程の整備

一般財団法人としての必要な諸規程等について整備に努める。

11. 指導講師表彰

訓練センターが実施する職業訓練並びに各種講習を永年に亘り担当した、功績著しい指導講師を表彰する。表彰については、「理事長表彰」及び「功労賞表彰」として実施する。

また、東京都認定訓練に係る功労者に対する「都知事感謝状」及び「産業労働局長感謝状」受章候補者として、功績の著しい指導講師を推薦する。

12. 運営及び管理

公益目的支出計画の円滑な遂行を図り、内閣府に対して適切な報告を行う。